

	<ul style="list-style-type: none"> ・須坂市の活動費、報酬等 <ul style="list-style-type: none"> ア) 活動費 年額 60,200 円 (地区会長は加算あり) イ) 須坂市福祉委員としての報酬 年額 72,400 円 (協議会長、協議会副会長、地区会長は役職加算あり) 合計額 ア+イ=132,600円 ・ 本年11月14日付の信濃毎日新聞の1面に「なり手不足の民生児童委員は給与もらえない公務員 仕事は際限ないのに無償ボランティア」の記事が掲載され、本件について12月市議会でも2名の議員から一般質問があった。また、当市民生児童委員協議会の地区会長会でも議題に上がった。
<p style="text-align: center;">関係 法令</p>	<p>民生委員法、児童福祉法</p>